

平成30年度第1回日進市都市計画審議会 議事要旨

- 1 開催日時 平成30年10月9日(火曜日)午後3時から午後3時46分まで
- 2 開催場所 日進市役所本庁舎4階第1会議室
- 3 出席者
青山耕三、福安淳也、山根みちよ、武田好正、牧秀次、森本直樹、
向井克宏(委員代理)、菅沼成明、住田穂積
- 4 欠席者
武田美恵、市川豊
- 5 事務局
伊藤肇(建設経済部担当部長)、西尾茂(建設経済部次長兼都市計画課長)、
加藤博之(都市計画課基幹施設整備室長)、大橋大泉(都市計画課主幹)、
鷺野淳一(都市計画課公園緑地係長)、水谷寛樹(都市計画課都市政策係長)、
長谷川達也(都市計画課都市政策係主事)
- 6 傍聴の可否・傍聴者の有無
可・有(2名)
- 7 審議事項
(1) 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(市決定・付議)
- 8 報告事項
(1) 日進市緑の基本計画の改定及び日進市の公園管理について
(2) 日進市都市マスタープランの改定について

9 議事

事務局	開会（午後3時開始）
会長	（あいさつ）
建設経済部 担当部長	（あいさつ）
事務局	委員9名出席により会議成立。傍聴の申出（2名）あり。傍聴人入室。
議長（会長）	議事録署名者に牧委員と住田委員を指名。
事務局	<p>審議事項1「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について説明する。</p> <p>はじめに、生産緑地の概念や指定要件等について説明する。</p> <p>生産緑地とは、市街化区域内にある農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的として指定した一団の農地のことで、日進市では平成6年12月に生産緑地の指定をしている。</p> <p>生産緑地地区の指定要件は3つあり、全てを満たさなくてはならない。第1に、公害や災害を防止し、都市環境の確保に効用があり、公共施設などの敷地の用に供する土地として適していること。第2に、面積が500平方メートル以上であること。第3に、農業の継続が可能な条件を備えていることである。</p> <p>生産緑地の指定を受けると、指定後30年間は保全すべき農地として維持・管理を義務付けられる。そのため、原則生産緑地地区内では宅地造成や建築行為などできない。</p> <p>続いて、生産緑地の指定が解除される場合だが、まず生産緑地法第10条の規定にある買取申出制度というものがある。</p> <p>生産緑地法上の要件に該当する場合に、生産緑地を営農管理する主たる従事者から市長に対し、この買取申出ができるが、例年この案件の大部分は関係図書が提出されてから3ヶ月間を経過し、買い手が付かず生産緑地法第14条の規定によりその生産緑地についての行為の制限が解除されている。</p> <p>その他、買取申出に伴い500平方メートル以上の面積要件を満たさなくなったものならびに地積更正により面積の変更があったものについて、生産緑地地区の都市計画変更を行うための案を審議していただくことが主旨になる。</p> <p>生産緑地面積としては約27.6ヘクタールに変更するという案となる。</p> <p>現在日進市で指定している生産緑地は、変更前は約29.1ヘクタールであり、これが今回の都市計画変更が認められれば約1.5ヘクタールの減となり、約27.6ヘクタールとなる案である。</p> <p>団地数は変更前が181団地であるものが10団地減り、171団地になる案である。ここでいう団地とは、物理的に一体性のある生産緑地区域のことを指し、生産緑地を指定する1つの単位となる。</p> <p>今回変更する生産緑地を含む市内の全ての生産緑地については配布資料の「総括図」に記載されており、図面右下の凡例のとおり、「緑色」に着色されている部分は既存の生産緑地、「黄色」で着色されている部分が今回の都市計画変更で除外される生産緑地である。</p> <p>配布した「計画図」に添って各エリアにおける生産緑地の変更箇所を説明する。</p>

凡例は総括図と同様である。箇所別調書と合わせてご覧いただきたい。

5 ページの計画図での変更対象地区は赤池町西組である。黄色で塗っている 1-12 団地となるが、主たる従事者の故障により生産緑地法第 14 条の規定により制限の解除が行われた箇所について除外をする。ただし、残る筆があるため、団地のうちの一部の除外となる。

6 ページの計画図での変更対象地区は、赤池町箕ノ手である。黄色で塗っている 1-15 団地だが、主たる従事者の死亡により制限の解除が行われた箇所について除外をし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地は消滅となる。

7 ページの計画図での変更対象地区は、浅田町上ノ山、上納、折戸町定納の、2-17、2-21、2-25、2-26、6-3 団地である。

図面左側の黄色で塗っている 2-17 団地については、主たる従事者の死亡により制限の解除が行われた箇所について除外をし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地の消滅となる。

図面中央やや左側の黄色で塗っている 2-21 団地についても、主たる従事者の死亡により制限の解除が行われた箇所について除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地の消滅となる。

図面中央の黄色で 2 箇所塗っている 2-25 団地については、主たる従事者の故障により制限の解除が行われた箇所について除外とするが、残る筆があるため、団地のうちの一部の除外となる。

図面中央やや左上の 2-26 団地については、所有者による分筆に伴う地積の確定があり、これを更正するものである。なお、地積更正による変更は、県の様式により緑色に着色という仕様になる。

次に、図面右側の黄色で塗っている 6-3 団地については、主たる従事者の故障により制限の解除が行われた箇所について除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地の消滅となる。

8 ページの計画図での変更対象地区は、梅森町株山の 3-2 団地である。こちらは、主たる従事者の死亡により制限の解除が行われた箇所について除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地の消滅となる。

9 ページの計画図での変更対象地区は、栄二丁目と三丁目の 6-26、28-9 団地である。

図面上側の 6-26 団地については、主たる従事者の死亡により制限の解除が行われた箇所について除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地の消滅となる。

図面下側の 28-9 団地については、主たる従事者の故障により制限の解除が行われた箇所について除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地の消滅となる。

10 ページの計画図での変更対象地区は、岩崎町根裏と岩崎台一丁目の 12-20、12-34 団地である。

図面右側の 12-20 団地については、主たる従事者の故障により制限の解除が行われた箇所について除外とするが、残る筆があるため、団地のうちの一部の除外となる。

また、図面左側の 12-34 団地については、主たる従事者の故障により制限の解除が行われた箇所について除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地の消滅となる。

11 ページの計画図での変更対象地区は、それぞれ米野木台三丁目、四丁目、五丁目、六丁目の 31-4、31-8、31-11、31-14 団地である。

	<p>図面左上の31-4団地については、主たる従事者の故障により制限の解除が行われた箇所について除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地の消滅となる。</p> <p>図面右下の31-8団地については、主たる従事者の故障により制限の解除が行われた箇所について除外とし、残る筆も面積要件不足により除外となるため、団地の消滅となる。</p> <p>図面中央やや右側の31-11団地及び図面右上の31-14団地については、主たる従事者の故障により制限の解除が行われた箇所について除外とするが、残る筆があるため、団地のうちの一部の除外となる。以上が今回の変更箇所である。</p> <p>最後に、今回の都市計画変更に係る経緯について説明する。平成30年7月9日に市役所南庁舎にて説明会を行ったが参加者はいなかった。平成30年7月12日に愛知県と事前協議を行い、7月31日に愛知県建設部長より「異存なし」との回答をもらった。その後9月4日から9月19日まで、都市計画課窓口にて、都市計画法第17条の規定に基づく案の縦覧を行い、縦覧者は1名あり、意見書の提出はなかった。</p> <p>今後の手続としては、本日の都市計画審議会において議決を得た場合、愛知県知事と協議の上、11月頃に変更告示を行う予定である。</p> <p>以上が審議事項1「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」に関する説明である。</p>
議長	事務局の説明に質問はあるか。
委員	生産緑地地区の都市計画変更箇所数は例年と比べてどうなのか。
事務局	多少の数の増減はあるにしても特段例年と変わらない。
委員	生産緑地地区の数が年々減少しているわけであるが、歯止めは効かないのか。
事務局	<p>死亡による相続が発生した時や、先に説明した指定後30年経過した際の買取申出手続は受けざるを得ず、生産緑地法上で歯止めは効かない状況にある。</p> <p>ただ、先日都市緑地法が改正され、都市農地は保全していくべきものという位置づけに変わったことを踏まえ、この後に説明する緑の基本計画に位置づけるのかも含めて、今後の生産緑地の在り方については検討課題としたい。</p>
議長	他にないようであれば、採決に入る。審議事項1「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、賛成の方は挙手願う。
委員	(全員挙手)
議長	<p>全員賛成で、審議事項1「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」については、原案のとおり可決することに決した。</p> <p>審議事項については終了したため、続いて報告事項に移る。</p> <p>報告事項1「日進市緑の基本計画の改定及び日進市の公園管理について」、事務局より報告を願う。</p>
事務局	本日の報告事項1「日進市緑の基本計画の改定及び日進市の公園管理について」説明する。

今年度から実施している「日進市緑の基本計画」の改定にかかる実施計画に沿って、改定を行っていきたいと考えている。

まず、なぜ改定が必要なのかであるが、現行の「日進市緑の基本計画」は平成32年を目標年次に掲げ、平成23年に策定したものであり、目標年次が近づいたことから、今年度から3ヵ年をかけ、改定を行うものである。

そもそも「緑の基本計画」をなぜ策定しなければならないかであるが、都市緑地法第4条第1項において、「市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。」と規定されており、この規定が、「緑の基本計画」を策定する根拠である。

この規定は「できる」規定であるため、市町村の判断によっては、計画を策定しなくても良いものであるが、愛知県下においては、平成29年3月31日現在で全54市町村のうち都市計画区域を有する51市町村のうち48市町村が策定しており、ほとんどの市町村が策定している計画と言える。

本計画で定める事項は何かということであるが、第2項の第1号から第8号までの事項を概ね定める事項として規定されているため、この中で本市として必要な事項を市民の皆様にご意見を伺いながら、検討していきたいと考えている。

また、本計画を策定する際の留意点として、第3項で都市マスタープランなど各種計画と適合した計画とすること、第4項で計画を定めるときには、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めること、第7項で計画を定めたときは、遅滞なく、公表するよう努めることなどが規定されているため、それらに留意して策定していきたいと考えている。

続いて、現計画との相違点及び改定に向けた検討視点について説明する。

今回は、現計画の改定ということであるため、現計画を踏まえ改定検討をしていかなければならないが、先に説明した第4条第2項で規定している計画で定める事項は、平成29年の法改正に伴ったものであり、現計画を定めたときの法律では、第1・2号で規定された「緑地の保全及び緑化の目標」と「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」は「定めるもの」、現行法における第3号以下の規定は、「必要なものを定める」と規定されていた。現行法では、先ほども説明したように、第1号から第8号までを「おおむね定めるもの」と規定されていることから、このような相違点に注意しながら検討を進めていきたいと考えている。

改定に向けては、「現計画の施策の達成度の検証、課題抽出」、「市民意識の確認」、「改定に向けた課題整理」、「『計画で対象とする緑』の設定」、「『おおむね定めるべきもの』の内容検討」、「『都市マスタープラン』、『環境基本計画』等との整合検討」、「目標、指標、施策展開検討」を検討視点として検討していきたいと考えており、今年度においては、「現計画の施策の達成度の検証、課題抽出」から「『計画で対象とする緑』の設定」までの検討として、「基本データの収集整理」、「現計画の達成度検証」、「上位・関連計画の整理」、「改正都市緑地法の整理」、「アンケート整理」、「課題の整理」を行っている。

また、改定に向けた推進体制であるが、今年度から、本都市計画審議会を活用し、各検討段階において内容報告をして、皆様から意見をいただきながら、計画検討を進めていきたいと考えている。また、庁内組織体制として、緑に関する検討を行っている部署にてワーキンググループを設置し、施策などを行っていきたいと考えている。

さらには、市民の意見を聞く機会として、各小学校区を単位としたワークショップ

	<p>プの開催やパブリックコメントを開催していきたいと考えている。</p> <p>続いて、改定にかかる主なスケジュールを説明する。現在、市民アンケートの一部と課題整理等を行っている。今後、保育園児等を対象としたアンケート等を行い、昨年度に意見のあった公園での遊び方等も含め、幅広い意見を聞き、緑の基本計画のみならず、今後の公園管理にも役立たせたいと考えている。</p> <p>そして、来年度においては、地域での意見を伺うため、小学校区を単位としたワークショップを開催し、改定（案）を作成していき、再来年度に計画策定が完了していくようにしていきたいと考えている。</p> <p>以上が報告事項 1「日進市緑の基本計画の改定及び日進市の公園管理について」の説明であるが、先に説明したような推進体制やスケジュールで行っていくにあたり、意見をいただき、熟度を深めていきたいと考えているため、よろしく願いたい。</p>
議長	事務局の説明に質問はあるか。
委員	配布資料に緑の基本計画検討ワーキンググループを10月から実施するとあるが、今月で間違いはないか。
事務局	現在、現行の緑の基本計画の施策がどのくらい実行されたのか整理し、それを踏まえて次期緑の基本計画をどうしていくのか検討している段階にある。その中から担当課を選定するという作業に10月下旬から入る予定であるため、実質ワーキンググループが動くのはまだ先になる。
委員	同じく配布資料に、市民を交えたワークショップを平成31年度から実施する予定とあるが、公募市民の集め方と内容を教えてほしい。
事務局	現段階ではその検討にまで至っていない。
議長	他に質問はないようであるため、報告事項2「日進市都市マスタープランの改定について」事務局より報告を願う。
事務局	<p>報告事項2「日進市都市マスタープランの改定」について説明する。</p> <p>まず、概要について説明する。</p> <p>都市計画マスタープランについては、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、現在は平成23年3月に公表したものを基に都市づくりを進めている。こちらは平成32年を目標年次としていることから、次期プラン作成のために、昨年度から事務局において現在の都市構造の分析と課題の整理を進めてきた。</p> <p>今年度はこの分析を踏まえて、基本理念の検討、都市づくりの目標案の作成、将来フレームの設定、将来都市構造素案の検討といった作業を、日進市第6次総合計画や緑の基本計画の策定とも歩調を合わせながら行っていきたい。</p> <p>策定体制については、昨年度の第2回都市計画審議会で承認をもらっているが、庁内検討を行いながら、逐次都市計画審議会に情報提供をし、意見を伺いながら進めていきたい。</p> <p>また、策定スケジュールにも関連するが、市民参加手続について、都市マスタープランでは地域別構想も考えていく必要があるため、来年度、市内の9小学校区に</p>

分けてワークショップを行い、市民の意見を受けながら策定したいと考えている。また、策定最終年度となる平成32年度にはパブリックコメントも実施したいと考えている。

進捗状況については、現在検討を行っている。

まず、基本理念及び都市づくりの目標についてだが、昨年度事務局においても、上位計画や時代の流れを基に、課題の整理を行ってきたが、今後庁内や委員の方からも意見をいただきながら、また総合計画や緑の基本計画との調整も図りながら、基本理念及び都市づくりの目標の案について取りまとめていきたいと考えている。

次に、人口フレームの設定であるが、国の社会保障・人口問題研究所が今年3月に公表した最新の推計によると、本市は今後も人口は増加を続けるが、2035年に94,783人となるものの、その後減少に転じるという推計が示されている。

また、本市が一昨年3月に公表した日進市人口ビジョン・総合戦略、こちらはまち・ひと・しごとの施策を打って、2060年の人口推計を110,764人としているものだが、こちらなども勘案しながら、将来的な人口フレームの設定について検討を進めてまいりたいと考えている。

また、産業フレームの設定については、日進市内の商業・工業の総生産額から算出を行い、将来的に必要となる産業用地の設定についても検討を行いたいと考えている。

また、昨年の審議会で都市マスタープランにかかる臨時委員についても諮ったところであるが、現在事務局で人選を進めている。

人選案であるが、まず、他市での都市計画審議会や都市マスタープランの検討委員会の人選状況を見ると、JA・商工会・青年会議所といった農・商工業分野からの人選、交通事業者といった交通分野からの人選、社会福祉協議会といった福祉分野からの人選、まちづくり協議会・まちづくり会社といったまちづくり分野からの人選、保育園連合会・PTA連絡協議会・子ども会連絡協議会といった子育て分野からの人選、自治会連合会といった地元からの人選など、その市の特性などから人選している。本市も同様の考えから、本市の特性である、まちづくりに活用できる鉄道駅が3駅あること、他市では子どもの数が減少しているもの本市は、今後ほぼ増減がない推計であること、高齢者が今後、急増していく推計であること、空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されてから空家や老朽家屋に係る相談が増えてきたことなどから、交通分野、子育て分野、福祉分野、防災分野から人選していきたいと考えている。

具体的な依頼については検討事項の方向性がもう少し進んだ段階で行いたいと考えており、したがって、臨時委員および愛知県職員のオブザーバーを加えた形での審議会については、現段階では年明けに行えればと考えている。

最後に、来月18日の市民まつりにおいて、都市計画課でテント一張りのブースを設ける予定としている。こちらで、ご来場の方に自由な視点からこの資料に日進市の将来像について、いわばお絵かきをしてもらい、未来のにしんについて意見をいただければと考えている。今回配布した資料は日進市の全域を示したものとなっているが、当日は学区ごとに分けたシートも準備する予定である。

以上が報告事項2「日進市都市マスタープランの改定について」の説明である。

議長

事務局の説明に質問はあるか。

委員

次期都市マスタープランを策定するにあたり、人口の問題は非常に大きいと思わ

事務局	<p>れる。別の委員会で推計人口が11万人という数字を聞いたが、数字の整合性はどうか。</p> <p>先に説明したとおり、一昨年企画政策課が作成した人口ビジョンでは2060年の人口推計を110,764人としており、他に国の最新の推計人口では9万4千人という数字が出ている。これらの数値の整合性については今後検討していく。また、企画政策課では人口推計を今年度やり直すという話を聞いているため、それも踏まえて都市マスタープランの策定に向け検討していく必要があると考えている。</p>
議長	<p>これにて本日の議題は全て終了する。事務局より他に連絡事項はあるか。</p>
事務局	<p>2月の平成29年度第3回都市計画審議会にて承認いただいた、建築基準法の改正に伴う地区計画の変更については、4月1日付けで都市計画変更の決定告示及び日進市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正施行を行った。</p> <p>また、以前より報告していた、日進北部地区をはじめとする区域区分等の変更等については、11月中旬に本市都市計画課窓口で案の縦覧を予定しており、こちらを議題とする審議会を12月に予定している。</p>
議長	<p>閉会（午後3時46分終了）</p>